

品川区立義務教育学校を設置します

品川区では平成18年度から全国に先駆け小中一貫教育を開始しました。小学生と中学生がひとつの施設で学ぶ施設一体型の小中一貫校も順次6校建設し、実践を積み重ねてきました。10年が経過し、この実践は全国に広がり、平成27年6月には学校教育法の一部が改正され、これまでの小学校、中学校等に加えて「義務教育学校」が新たな校種として位置付けられました。このことを見て、本区では品川区立の施設一体型小中一貫校6校を平成28年4月1日から「義務教育学校」として新たに設置します。

学校教育法の一部改正（平成27年6月）

学校教育法（第一章 第一条）

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

学校教育法（第一章 第一条）

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、**義務教育学校**、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

学校教育法（第一章・第一条）は、学校の定義を規定しています。この条文の改正により、義務教育学校という新しい種類の学校が位置付けられました。

品川区が学力の向上や豊かな人間性の育成を目指して取り組んできた「小中一貫教育」が制度化され、一層推進することができるようになりました。

義務教育学校とは

項目	規定内容
修業年限	<ul style="list-style-type: none">9年間 (ただし、小学校段階に相当する6年を前期課程、中学校段階に相当する3年を後期課程に区分する。)
組織	<ul style="list-style-type: none">校長1名 副校長3名一つの教職員組織
免許	<ul style="list-style-type: none">教員は原則小・中両免許状の併有 (当面は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進)

品川区では

平成27年12月、品川区議会第4回定例会において、品川区立の施設一体型小中一貫校6校を「義務教育学校」として位置付ける「品川区立学校設置条例の一部を改正する条例」が可決されました。

学校名は現在使用している「品川区立小中一貫校〇〇学園」から正式名称「品川区立〇〇学園」となります。

平成28年度から品川区立学校は、小学校、中学校、義務教育学校の3つの校種が併存することになります。

平成27年度まで

(制度上は小学校と中学校)

小学校

中学校

施設一体型小中一貫校
(小学校+中学校)



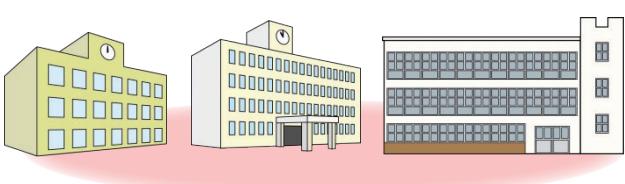
平成28年度から

(小学校・中学校・義務教育学校)

小学校

中学校

義務教育学校



＜新たに設置する義務教育学校＞

改正後	改正前
品川区立日野学園	品川区立小中一貫校日野学園 (品川区立第二日野小学校・品川区立日野中学校)
品川区立伊藤学園	品川区立小中一貫校伊藤学園 (品川区立原小学校・品川区立伊藤中学校)
品川区立八潮学園	品川区立小中一貫校八潮学園 (品川区立八潮学園小学校・品川区立八潮学園中学校)
品川区立荏原平塚学園	品川区立小中一貫校荏原平塚学園 (品川区立平塚小学校・品川区立荏原平塚中学校)
品川区立品川学園	品川区立小中一貫校品川学園 (品川区立品川小学校・品川区立城南中学校)
品川区立豊葉の杜学園	品川区立小中一貫校豊葉の杜学園 (品川区立豊葉の杜小学校・品川区立豊葉の杜中学校)

義務教育学校設置についてのQ & A

Q1

小中一貫校から義務教育学校になって学校生活は変わるのでですか？

A

基本的な学校生活に
変わりはありません。

今回の制度化は、小中一貫教育を法的にも推進するものです。品川区の取組が国に認められたものであり、義務教育学校になることで、子どもたちの基本的な学校生活は変わりません。

Q2	7年生から義務教育学校に入学できるのですか？	
A	今までと変わらず入学できます。	義務教育学校では「6年生の卒業」「7年生の入学」は制度上なくなりますが、区内に小学校・中学校も併存するため、7年生から義務教育学校に入れることに変わりはありません。

<入学や卒業に関する制度上の変更点>

	改正後	改正前
	義務教育学校	小中一貫校
第6学年 修了時	義務教育学校の前期課程修了	小学校の全課程修了
第7学年 入学時	内部進学者 —— 進級 外部入学者 —— 転入学	内部進学者 外部入学者 } 中学校入学

Q3	義務教育学校になると6年生の卒業式や7年生の入学式はどうなるのですか？	
A	節目の儀式を実施します。	6年生の修了は「前期課程の修了」、7年生の開始は「後期課程の始業」となりますが、それぞれ節目となる儀式を実施します。

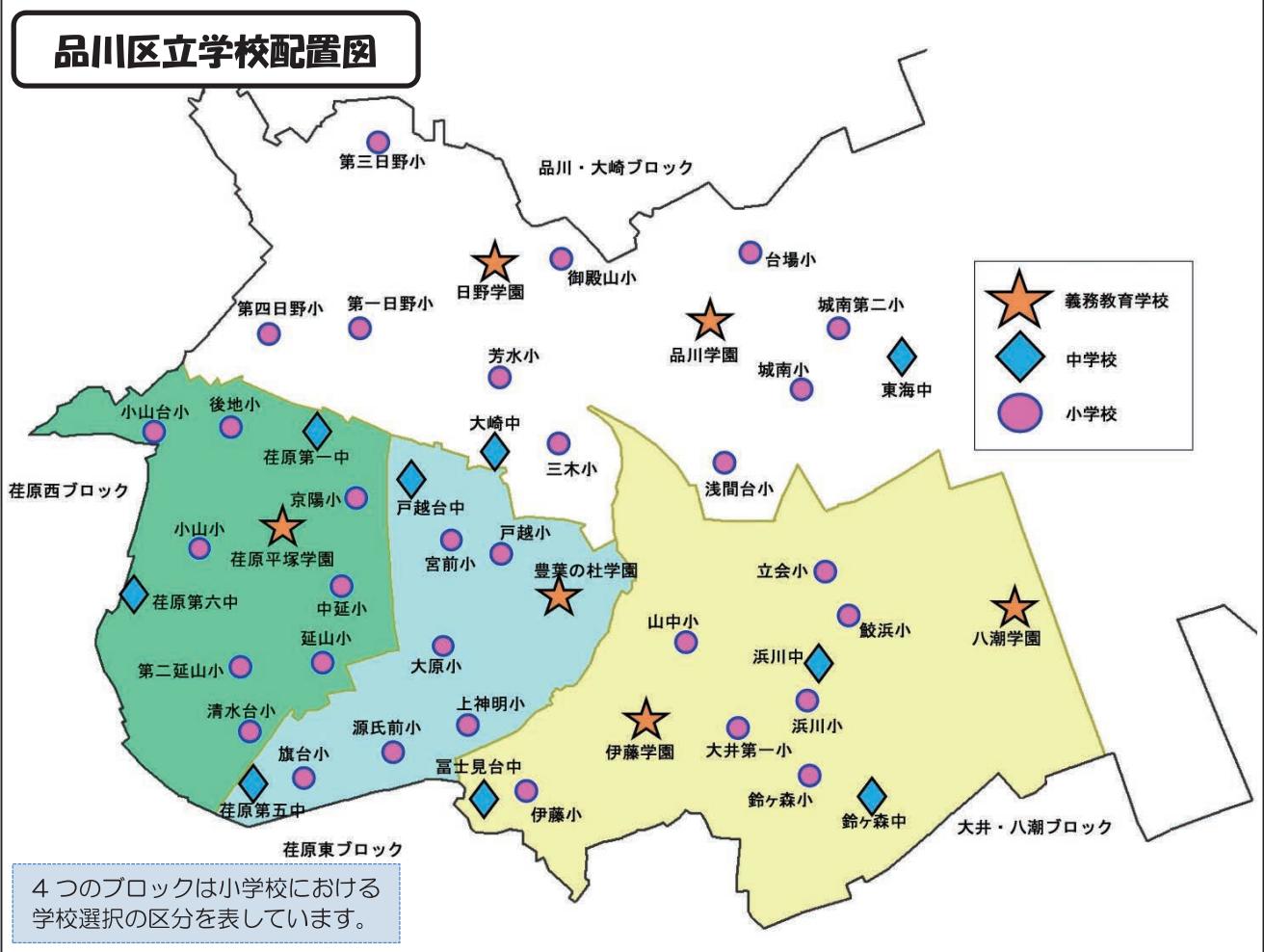
Q4	6年生の卒業証書はどうなるのですか？	
A	修了証書を発行します。	義務教育学校の修業年限は9年ですので、9年で卒業になるため、6年は前期課程修了になります。

Q5	義務教育学校の前期課程（6年）修了時に他の学校を選べるのですか？	
A	全ての中学校・義務教育学校（後期課程）を選ぶことができます。	これまでと同様に6年生修了時に在籍校以外の学校を選ぶことができます。選択の方法については改めてお知らせします。

Q6	義務教育学校の学区域はどうなるのですか？	
A	学区域に変更はありません。	前期課程は小学校、後期課程は中学校の学区域を読み替えます。

Q7	義務教育学校に7年生から入学できるとしても、他の小学校から入る子は集団に入りづらいのではないですか？	
A	受け入れる体制を整え、子どもたちへの指導を丁寧に行っていきます。	義務教育学校に限らず、どの学校でも7年生の出身校別の人数には差があります。しかし、学級編制替えを行うこともあり、学校では、子どもたちは早い段階で互いの関係を深めています。その様子を注意深く見とって、不安のないよう対応していきます。

Q8	施設一体型以外の小・中学校も義務教育学校にしていくのですか？	
A	義務教育学校にするのは施設一体型の小中一貫校だけです。	平成28年度より、小学校、中学校、義務教育学校が併存する体制になりますが、今までと同様に全区で小中一貫教育を実施します。義務教育学校の後期課程と他の小学校の連携についても、スムーズな接続ができるように一層工夫していきます。



<お問い合わせ>

○制度に関すること

学務課 学事係 電話：03-5742-6828 ファクシミリ：03-5742-0180

○教育の内容等に関するこ

指導課 指導主事 電話：03-5742-6832 ファクシミリ：03-5742-6892